

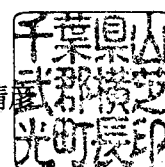


横芝光町公告 19号

横芝地区住宅地整備事業化推進支援業務について、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

令和5年4月18日

横芝光町長 佐藤 晴



1 目的

本業務では、横芝光町都市計画マスタープラン（令和4年3月策定）の位置づけに基づき、成田空港の更なる機能強化に伴う空港関連施設の立地及び就業者の増加を大きな機会と捉え、空港関連施設の就業者等を主なターゲットとした新たな居住地の創出を目指すものである。本業務は、昨年度実施した「横芝光町用途地域見直し等業務委託（その2）」他において行った横芝地区住宅開発可能性調査（以下「R4可能性調査」という。）における検討成果を活用し、住民説明会など地権者のまちづくり意識の機運醸成と、地権者各者の意向を踏まえたまちづくりコンセプトや市街地整備の手法等に係る合意形成を進めるとともに、事業手法等の見直しを行い、事業化を促進することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務件名 横芝地区住宅地整備事業化推進支援業務委託
- (2) 業務期間 契約締結日の翌日から令和6年3月25日（月）まで
- (3) 対象とする調査地区 横芝光町横芝地区 面積約 14.2 ヘクタール
- (4) 業務内容 上記業務目的を達成するための具体的な方策について、受注候補者の技術提案書に基づき特記仕様書に反映し業務内容を定める。

技術提案書の作成にあたっては、「R4 可能性調査概要版」をご参照ください。

- (5) 標準業務金額（提案上限金額）

3,509,000 円（税込み）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 令和4・5年度横芝光町建設工事等入札参加資格者名簿の「測量・コンサルタント部門」の資格業種「土木：都市計画及び地方計画」に記載されていること。
- ② 千葉県若しくは近隣都県（東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県）に本店を有し、千葉県内に本店若しくは契約委任している支店、営業所を有すること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の申立てがなさ

れた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。

- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- ⑥ 電子交換所による取引停止処分を受けて 2 年以上を経過していること、または本委託業務の受注候補者決定日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。
- ⑦ 本募集要項の募集開始の日から参加表明書の提出締切までに、横芝光町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、横芝光町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 23 年告示第 81 号）の規定による指名停止措置、または横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成 27 年告示第 11 号）の規定による指名除外を受けていないこと。
- ⑧ 暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団または暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
- ⑨ 国税、都道府県民税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑩ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）別表の「都市計画及び地方計画部門」の認定を受けていること。
- ⑪ 地方公共団体において平成 30 年度以降（過去 5 年間）に千葉県内若しくは近隣都県（東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県）（以下、「千葉県内等」と呼ぶ。）の住宅開発等の基本計画、基本設計、概略設計等の業務の完了実績を有していること。
- ⑫ 地方公共団体において平成 30 年度以降（過去 5 年間）に千葉県内等の土地区画整理事業に係るまちづくり基本調査、区画整理事業調査、土地利用計画等の完了実績を有していること。

4 受注候補者選定方針

受注候補者の選定については、横芝光町の職員で構成する「横芝地区住宅地整備事業化推進支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「プロポーザル審査委員会」という。）において、業務実績、技術資格等による客観評価、技術提案書に基づくプレゼンテーション等の技術提案評価、参考見積書の価格評価を実施した上で、客観評価点、技術提案評価点及び価格評価点の合計点が、技術提案者の内、最高得点者を受注候補者、次の得点者を次点受注候補者として選定する。

5 実施スケジュール（予定）

内 容	日 程
公募開始の公表（募集要項等の配布）	令和 5 年 4 月 1 8 日（火）
募集要項等に係る質疑の受付	令和 5 年 4 月 2 1 日（金）17 時まで
募集要項等に係る質疑への回答	令和 5 年 4 月 2 7 日（木）
参加表明書類の提出	令和 5 年 4 月 2 8 日（金）17 時まで
1 次審査（書類審査）	令和 5 年 5 月 8 日（月）
1 次審査結果及び技術提案書の提出依頼	令和 5 年 5 月 1 1 日（木）

技術提案書に係る質疑の受付	令和5年5月16日(火)17時まで
技術提案書に係る質疑への回答	令和5年5月19日(金)
技術提案書の提出期限	令和5年5月24日(水)17時まで
2次審査(プレゼンテーション審査)	令和5年5月29日(月)
受注候補者及び次点受注候補者の決定通知 審査結果の公表	令和5年6月5日(月)
契約締結	令和5年6月13日(火)予定

6 参加表明書類の受付期間

- (1) 受付期間 令和5年4月18日(火)から令和5年4月28日(金)17時まで(必着)
- (2) 受付場所 事務局(横芝光町役場 都市建設課 管理計画班)
- (3) 提出方法 受付場所まで持参または郵送すること。なお、郵送する場合は事務局に電話での事前連絡を行い、許可を受けた上で行うこと。

7 1次審査(書類審査)

ア 審査方法

提案者の提出書類を評価基準に基づき採点します。提案者が4者以上の場合は、合計得点により順位を決定し、1次審査の通過者を3者選定します。なお、1次審査の点数が同点の場合には、「配置予定技術者の経験及び能力」が高い方を、「配置予定技術者の経験及び能力」が同点数の場合には、千葉県内の地方公共団体発注の土地区画整理事業に係るまちづくり基本調査、区画整理事業調査、土地利用計画の実績の件数」が高い方を1次審査の通過者とします。

イ 結果通知

1次審査通過者については、参加表明書に記載された e-mail アドレス宛に電子メールで送付し通知する。なお1次審査を通過できなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を通知する。また、町ホームページにも選定結果を公表する。選考理由、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

8 技術提案書等の提出

- (1) 技術提案書提出の依頼を受けた参加表明者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 技術提案書の提出及びプレゼンテーション・ヒアリング参加者について 1部
 - ② 技術提案書 10部
 - ③ 参考見積書及び見積内訳書 10部
- (2) 提出期限 令和5年5月24日(水)17時まで

9 2次審査(プレゼンテーション審査)

ア 開催時間及び会場

プレゼン等の開催日程は令和5年5月29日(月)を予定しているが、具体的な日時につ

いては別途、個別に通知する。

イ 出席者

プレゼンテーションへの出席は、本業務を担当する管理技術者を含む 3 名以内とする。

ウ プレゼンテーション時間

プレゼンテーションの時間は 20 分以内、その後に審査委員からの質疑応答等のヒアリングを 10 分程度実施する予定である。パソコンのセッティング等の準備時間は別途設けることとする。

エ 選定方法

- i 企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき審査し、1 次審査と 2 次審査の合計得点により、本業務の受託者として適すると認められた者を受注候補者として特定する。

なお、受託候補者以外の者についても、得点数が高い者から順位を付す。

- ii 各審査委員の合計得点数が評価点合計の 6 割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は、選定の対象としない。
- iii 提案者が 1 者の場合であってもプレゼンテーションを実施し、最低基準点を満たす場合は受注候補者として特定する。

オ 結果通知

技術提案書を提出した者の中から、評価点の合計が最上位であるものを受注候補者、第二位であるものを次点受注候補者として特定し、令和 5 年 6 月 5 日(月)に参加表明書に記載された e-mail アドレス宛に電子メールで送付し通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。また、町ホームページにも選定結果を公表する。なお、選考理由、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

10 担当事務局

横芝光町役場 都市建設課 管理計画班

住 所 〒289-1793

千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 番地

電 話 0479-84-1217

F A X 0479-84-2713

E-mail tosikensetu@town.yokoshibahikari.chiba.jp